

# 第十章 終戦

## (1) 停戦協定成立

米軍のホコ先が本土に向けられ始めた七月以降集團の重点方針は自活に置かれ、軍民あげての食糧増産態勢が進められたが、この頃からは緊張感がやや弛み、食糧の争奪をめぐる軍民のトラブル、将兵の士気低下、厭戦気分などが見受けられるようになった。

七月二十六日歴史的なポツダム宣言が発表され、日本帝国は存亡の危機に立たされたが、無謀な軍部主戦派は本土決戦、一億玉砕を呼号して成算なき戦争をあく迄継続しようと狂気のあがきを続けた。

しびれをきらした連合軍(米)はついに原爆第一号を広島に、次いで八日長崎に第二号を投下、未曾有の惨害を与えた。政府及び軍部は国民一般に及ぼす影響を恐れて新型爆弾出現だけ報じ極力平静を装ったが、内心の動揺は避けられなかった。九日これに追い討ちをかけるようにソ連極東軍は日ソ中立条約の精神をふみにじて満州に侵入、精銳兵力の大部分を引き抜かれてハリ子の虎と化した関東軍を打ち破ってまたたく間に全滿を席巻、日本は今や四方八方に敵の攻撃を受け断末魔の関頭に立たされるに至った。

斯くて十四日の御前会議で終戦の聖断が下され、十五日ポツダム宣言受諾が放送された。国民にはこの間の経過が秘密にされていたため、始め日本の無条件降伏は一般に理解されなかった。先島集團では軍民の動揺を避けるため、日本が負けたという印象を与えるのを避けるため、上級司令部から何らかの指示がある迄は現態勢のままに進むことを決め、有事即応の配備をくずさなかった。

十五日以降は敵機の来襲は殆んど見られず、ときたま偵察飛行が行な

われる程度で戦争は終わったという解放感が軍民の間に流れ始めた。一面連合軍の支配化に入った場合、どういう取り扱いを受けるか、復員はどうなるか、台湾へ疎開した人々は無事に帰されるだろうか、など不安と焦燥感が入り乱れ、一種の虚脱状態が生れた。

集團では光輝ある国軍の有終の美を全うするため、軍紀風紀を厳然らしむるよう各部隊に命じ、一糸乱れぬ統制と団結を命じた。十七、八日頃から少数の米軍機が飛来、投降勧告ビラを撒布したが、第十方面軍から別命ある迄現体制を解かないよう指示を受けていたので、不問に付した。数日後方面軍より米軍の指示に従い、停戦交渉のための軍使を沖繩に派遣するよう指示が届いた。よって集團では米軍の指示に従って停戦についての下交渉のため、軍使として独立混成第五十九旅団長多賀少将、集團参謀長一瀬大佐、同杉本参謀、海軍警備隊司令村尾大佐を第十方面軍差し回しの飛行機で沖繩に派遣した。

軍使一行は嘉手納の米軍司令部で停戦協定についての大綱を相談して帰還、二十三日集團長納見中将、一瀬参謀長、杉本参謀の一行が米軍機で沖繩に飛び、正式に停戦協定に調印、二十五日先島方面の日本陸海軍部隊に対し戦斗行為停止命令が下令され、完全な停戦が実現した。

翌二十六日米海兵隊准将の指揮する海兵隊およそ二千名が進駐、測候所下の広場にキャンプを張って日本軍の武装解除にあたった。

集團では兵器奉還と称してあく迄自主的に武装を解除する形式をとった。接收兵器は将校の私物である日本刀(軍刀)ピストル、双眼鏡に迄及んだため、武装解除後は丸腰を余儀なくされた。然し階級章などは復員する迄着用することを許されたので、一応軍隊としての秩序、規律は保たれた。

終戦時における先島集團兵員数は宮古地区(歩兵第三十六聯隊を除く)

が将校一、〇八六名、准士官、下士官四、五〇三名、兵一八、二一八名

軍属七六四名、計二万四、五九一名、外に海軍部隊が二、五〇〇名、石

垣島地区が将校二五二、准士官、下士官兵四、九二一、軍属二三九、計

五、四一二名、外に海軍関係が三、三〇〇名

大東島地区が将校一六五、准士官、下士官六五二、兵三、七八八、計

四、七〇五名

外に海軍関係一、六一四名

先島集團合計(海軍を除く)将校一、五〇三、准士官下士官五、四一四

兵二万六、八八八、軍属一、〇二三、合計三万四、七〇八名

各部隊から集められた火炮、重機、小銃、車輛、鉄カブト、被甲(防毒マスク)弾薬などは女学校、中学校、海軍飛行場付近に集積され、監視兵が監視にあたっていたが米軍はこれらの兵器弾薬類を大型舟艇で漲水港沖に運び、惜げもなく海中に投棄処理した。ベトンで土台を固めた海軍砲台や高角砲台は撤去に時間がかかるので、ダイナマイトで砲座砲身を破壊したが、この際誤まって若干の犠牲者が生じたようであるが宮古地区における武装解除は全般的にスムーズに運び、十月六日完了した。

杉本参謀及び外村中尉らは十月七日米軍機で石垣島及び南北大東島に飛び兵器奉還業務を援助した(大東島所属部隊は七月四日先島集團長の指揮下に入った)

集團では進駐した米軍が高飛車な態度で臨むのではないかとということ懸念していたが、案に相違して紳士的で、勝ちおこったような行為がみられなかった。日米両側の間にはトラブルらしい事故は殆んど起らなかった。米軍は宮古島測候所内に連絡所を開設して軍民との意志の疏通を図り、指示命令がスムーズに運ぶよう気を配ったので、一般から親近感を以て迎えられた。

武装解除によって米軍に接收された日本軍の軍需品糧秣は武器弾薬を除き、民間に払い下げられ、戦後の復興促進に役立った。又日本軍が民間から買い上げて造った軍用建築物は解体されて公共団体及び民間に払

い下げられ、公共建築物や一般住宅用に使用された。

(註)本項は米軍側の記録と時日の点で若干の違いがあるが、日本側の記録をもととして記述した。

## (2) 万感胸に満つうちに軍旗奉焼

終戦後集團が一番頭を悩ました問題は軍旗の処理であった。万一米軍の手に入るようなことがあれば国軍全体の恥辱であり、建軍史上又とない汚名を遺すことになる。然し幸いにして米軍は軍旗の取り扱いについては何らの指示、容かいもしなかった。大本營の指示に従って奉焼処分を決し、八月三十一日(一資料によれば九月十五日)野原岳洞窟司令部の中で納見集團長、集團幹部、各連隊長、旗手などが立ち会いの下に焼却した。

この日奉焼したのは歩兵第三聯隊、同三十聯隊、騎兵第二十八聯隊旗の三りゆうで、これにより歩三は創設以来七十二年、歩三〇は四十九年騎二十八は五年の歴史を閉じた。又さきに第二十八師団の隷下に復した歩三十六は九月十五日聯隊本部前陣地内に於て田村権一聯隊長立ち会いの下に奉焼され、創設以来四十九年の歴史を閉じた。

## (3) 納見中将、降伏文書に調印

越えて九月七日沖繩本島嘉手納の米第十軍司令部前広場に於て南西諸島所在日本陸海軍代表による正式降伏調印式が行なわれた。

日本側からは陸軍を代表して先島集團長納見敏郎中尉、奄美守備隊司令官(独立混成第六十四旅団長高田利貞少将)海軍部隊を代表して奄美地区海軍防備隊司令官加藤唯男少将、アメリカ第十軍司令官スチュエル大將が調印した。

降伏文書には北緯三十度以南の琉球列島を無条件でアメリカに引き渡すことが約されている。



この降伏調印式には日本側から前記の三将星の外先島集団から一瀬参謀長、杉本参謀、奄美地区守備隊から独混第六十四旅団高級部員中溝勝中佐が列席した。

なお加藤唯男少将は沖縄方面海軍根拠地隊参謀長として赴任の途中、戦斗が始まり、赴任出来なくなり、そのまま大島に止まり、防備隊司令官に任命替えされた。納見中将は沖縄本島守備の第三十二軍主力が全滅南西諸島所在の陸軍指揮官としては最先任者になるので、その代表に指名されたものである。

(註) 本項は表紙グラビヤ版及び先島諸島の日本軍降伏(巻末)参照

#### (4) 戦火の犠牲軍官民およそ三千名

昭和十九年五月陸海軍正規部隊の進駐以来二十一年二月迄の間在宮古地区部隊の受けた人的損失については正確な記録がないので、明かではないが、一資料によれば

陸軍関係戦病死 二、四一九名

海軍 〃 一五〇名

と記録されている。各部隊別の戦死者数については一部資料があるが、歩兵第三十連隊の場合、総員およそ三千名の一割以上にあたる三九一名の犠牲者を出している。

海軍関係には仮入隊の工員、遭難艦船の乗組員なども含まれるものと推定される。

将兵の戦死者の大部分(おそらく九十%近く)はマラリヤなどの風土病、栄養失調などによるもので、食糧や医薬品さえ豊富であれば、これらの犠牲の殆んど避けられたのではないかと思われる。戦傷死は空襲によるのが大半で、若干名は海上での遭難死や事故死なども含まれる。

戦没将兵は所属部隊の手で火葬に付され、遺骨は野原越の納骨堂及び祥雲寺に安置されたが、戦後遺族の許に送り届けられた。

戦斗司令所の所在地であった野原越には終戦後日本軍の手によって陣

没将兵の慰霊碑と軍役動物(主として軍馬)の慰霊碑が建立され、今なお香華の煙りが絶えない。

遠く北満の地より征旅一ケ年有半、酷暑しようれいの地宮古島であらゆる困苦欠乏に耐えて祖国防衛のため勇戦敢斗、武運拙なく、空しく異郷の土と化した幾多将兵の尽忠の斗魂は永遠に島の守護神として光芒を放つであろう。謹んで冥福を祈る次第である。

なお記録によれば今次大戦を通じて戦火に斃れた軍人軍属及び邦人は二六〇万名(うち陸海軍々人一九五万名)と推定されている。

#### (5) 慰霊碑の建立

戦後の昭和十九年秋宮古島で陣没した将兵(軍属を含む)と軍馬などの軍用動物の霊を慰さめるための慰霊碑が先島集団司令部の所在したゆかりの地、野原越に建立された。碑文は納見中将(在世中)の揮毫に成るもので、「陣没勇士の碑」及び「軍役動物の塔」と記されている。この二つの碑と並んで、納骨堂も建立され、陣没将兵二、四〇九柱が祀られている。以上は旧日本軍が復員する前に日本軍の手で建てられたもので、戦後一時友利明令氏(故人、元城辺青年学校長)が軍の委嘱を受けて管理にあたったことがある。

この外昭和四十七年佐賀県鳥栖市の篤志家野口退蔵氏が建てた「豊魂の祀」さらに昭和四十二年平良市が南方同胞援護会の助成を得て平良市郊外袖山に建立した「豊旗の塔」などの慰霊碑があり、毎年六月二十三日の慰霊の日には例祭が執り行われ、平日も参拝者が少くなく香燐が絶えない。